

件名	愛媛県農業構造改革支援基金条例
主管課	農産園芸課担い手・農地保全対策室
根拠法令等	
<p>【制定の概要】 農地集積・集約化対策事業費補助金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置 農地中間管理機構による担い手への農地の集積及び集約化の促進その他の農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための施策の実施に要する経費の財源に充てるため、農業構造改革支援基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算に定める額 〔 農地集積・集約化対策事業費補助金 455,386千円 利子 59千円 計 455,445千円 〕</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用収益の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○基金を活用して実施する事業（平成26年度） 農地集積・集約化対策事業実施要綱に掲げる次の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3の1の農地中間管理機構事業（事業実施主体：県及び農地中間管理機構） ・第3の2の機構集積協力金交付事業（事業実施主体：市町） ・第3の3の（2）の農地台帳システム整備事業（事業実施主体：農業委員会） 	